

消費税に軽減税率を導入せず単一税率の維持を求める意見書（案）

我が国においては、消費税が1989年4月に初めて導入され、税率の改正こそあれ、これまでの間、単一税率の制度が維持されてきた。ところが、2019年10月からの消費税の税率改正時に合わせて、ヨーロッパ各国において導入されている消費税の複数税率の制度を、日本においても導入する案が示された。

国際通貨基金（IMF）の理事からも「単一税率が最も効率的」と指摘されたとおり、かつては消費税の複数税率の制度が世界の主流にあったが、現在では多くの問題点が指摘され、日本より後に消費税を導入した諸外国においては単一税率の制度が主流となり、複数税率の制度導入には否定的になっている。

この複数税率の制度により、日本の消費税の制度自体が非常に複雑かつ煩雑な税制となるため、各種経済団体等からも消費税の複数税率導入に関して反対の意見書が提出されており、次の問題点が指摘されている。

1. 消費税の税制度には、以前から指摘されている逆進性の問題があり、その逆進性対策としては、消費税が8%に税率を引き上げた時に低所得者対策として実施された給付措置に比べて、今回の複数税率制度の導入は明らかに非効率で、その上大幅な税収減少を招き、社会保障の充実の持続可能性を損なう。
2. 軽減税率に該当する対象範囲の線引きが非常に不明確で、国民生活や事業活動に大きな混乱を与える。また、軽減税率に該当する対象範囲が時々の判断で変更される可能性もあり、税率の改正の都度、不要の混乱をもたらす。
3. 複数税率に対応するには、新たに区分経理が不可欠となり、現行の単一税率に比べて事務負担が増加する。このため、中小零細企業に過度な事務負担を強いることとなる。

よって国におかれては、消費税に軽減税率を導入せず、単一税率の制度を維持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。